

大阪市提案競争型民間活用基本方針 Ver . 1

平成 21 年 3 月

大阪市

目 次

はじめに	2
1 大阪市における提案競争型民間活用の意義	2
(1) 提案競争型民間活用の考え方	2
(2) 提案競争型民間活用の類型	3
(3) 提案競争型民間活用の対象事業	3
公共サービス改革法に基づく民間活用の取組について(参考)	4
2 制度導入の目的	5
3 基本原則	7
4 対象とすべき事務事業選定の考え方	8
(1) 選定にあたり重視すべき事務事業の考え方	8
事務事業の分類・整理(参考)	9
(2) 対象事業選定にあたっての留意点	11
(3) 民間事業者等からの意見募集	11
(4) 職員からの提案による自律的な改革の推進	12
5 実施するうえでの基本的事項	13
(1) 実施要項の策定	13
(2) 実施期間について	13
(3) 選定について	14
(4) 契約について	15
(5) 事業実施のモニタリング及び評価について	15
(6) 職員の処遇について	15
(7) 「協働型」の取組について	15
6 第三者機関について ~大阪市提案競争型民間活用監理委員会~	17
7 計画的な実施に向けて	19

大阪市提案競争型民間活用基本方針 Ver.1

はじめに

大阪市では、公共サービスへの幅広い民間事業者等の参入を図り、公共サービスの担い手の最適化を進めることにより、サービスの質の向上と経費の削減をめざして、「提案競争型民間活用」を導入します。

この基本方針は、提案競争型民間活用の意義、制度導入の目的、基本原則、対象とすべき事務事業選定の考え方、実施するうえでの基本的事項、第三者機関、計画的な実施など、今後、本市がこの取組を進めていくにあたっての基本的な考え方をとりまとめるものです。

この取組を進めていく中で、検討を重ねながら、適宜、本基本方針を充実していくこととします。

1 大阪市における提案競争型民間活用の意義

(1) 提案競争型民間活用の考え方

大阪市では、危機的な財政状況の克服などを目的として、これまで行財政改革の取組を進めてきましたが、依然として高い水準にある行政コストや本市が抱える財務リスク等に鑑みると非常に厳しい状況にあり、経費や職員数の削減など改革の取組を引き続き進める必要があります。

しかし、こういった中であっても、ただ単に経費を削減するのではなく、市民に提供する公共サービスの質をより良いものにするための知恵を出し、取組を着実に進めることが必要です。

そのための取組の一つとして、これまで本市が実施してきた、或いは今後実施しようとする事務事業について、公共サービスの担い手の最適化を図り、サービスの質を高め、あわせて市民協働、経費の削減、職員の意識改革などを進めるため、事業実施について民間企業や市民活動団体(注1)の皆さん(以下「民間事業者等」といいます。)などから意見を求め、透明・中立・公正な競争条件のもと、サービスの質とコストをあわせて評価を行い実施主体を決定する「提案競争型民間活用」を進めていきます。

ここでいう「民間活用」とは、これまで市が直接実施してきた、或いは、今後実施しようとする事務事業について、事業主体は本市に留保しながら、その全部又は一部の実施を民間事業者等に委ねること、また、民間事業者等とともに協働・連携して取り組むことをいいます。

(注1)市民活動団体：地域住民の組織、ボランティア団体、NPOその他の市民活動を行う団体をいいます。

本市では、提案競争型民間活用の取組により、公共サービスの担い手の最適化を図り、サービスの質を高め、あわせて市民協働、経費の削減、職員の意識改革を進めます。

(2) 提案競争型民間活用の類型

競争のあり方に着目して、次のとおり官民競争型と民間競争型に分類します。

〔官民競争型〕

本市と民間事業者等との間で、サービスの質及び価格について競争を行い、公共サービスの担い手を決定する方式。

〔民間競争型〕

民間事業者等の中で、サービスの質及び価格について競争を行い、公共サービスの担い手を決定する方式。

いずれの型を採用するかについては、後述する民間事業者等からの意見などをふまえ、第三者機関〔第6章で記述する「大阪市提案競争型民間活用監理委員会」(以下、「監理委員会」という。)の意見を聴取しながら、よりサービスの向上や経費の削減が期待できる手法で、実施することとします。

この他、市民、市民活動団体等と本市が役割を分担して、公共サービスをともに実施する市民協働を推進するため、〔協働型〕への取組も進めます。

本市においては、官民競争型、民間競争型に加え、市民協働を推進するため、協働型への取組も進めます。

(3) 提案競争型民間活用の対象事業

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下、「公共サービス改革法」という。)」において、下記(参考参照:4ページ)のような規定がなされています。

公共サービス改革法に基づく民間活用については、今後の法改正の動向もみながら取組の検討を進めますが、本市においては、公共サービス改革法に規定するもののみならず、幅広く提案競争型民間活用の取組について検討を進めます。

なお、事務事業見直しの点検等を進める中で、法令改正等を要する事務事業が明らかになった場合には、国に対して法令改正等の要望を行います。

本市においては、公共サービス改革法に規定するもののみならず、幅広く提案競争型民間活用の取組について検討を進めます。

「公共サービス改革法」に基づく民間活用の取組について（参考）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)で規定する地方自治体における特定公共サービスに関する規定

公共サービス改革法では、法律で公務員が直接行うこととされている地方自治体の業務について、特例により民間事業者でも行えるようにしている。平成 20 年 9 月現在、特例が適用される業務(以下「特定公共サービス」という。)は、戸籍・除籍謄抄本の交付請求の受付及び引渡しなど 6 業務(下記参照)で、今後も、地方自治体や民間事業者等の要望に基づき、拡大していく予定となっている。

公共サービス改革法では、特定公共サービスについて競争入札を実施する場合は、入札の公正な実施の監理等を行う機関の設置や、契約を行う際に議会の議決を必要とするなどの手続規定がなされている。

一方、法律で公務員の直接実施を義務化していない業務について、競争入札を実施する場合は、特に公共サービス改革法に基づく手続きを行う必要はない。

法令の特例が設けられた業務(特定公共サービス)

戸籍法に基づく戸籍・除籍謄抄本

地方税法に基づく納税証明書

外国人登録法に基づく外国人登録原票の写し等

住民基本台帳法に基づく住民票の写し等

住民基本台帳法に基づく戸籍の附票の写し

印鑑登録証明書

以上の交付請求の受付及び引渡し(公共サービス改革法第 34 条に規定)

2 制度導入の目的

提案競争型民間活用は、次の点を目的として取組を進めます。

公共サービスに関する担い手の最適化

予算や職員などの行政資源がますます限られていく中、公共サービスの提供を受ける市民の満足度の最大化を図るためには、個々の公共サービスごとに多様な主体間で役割を分担し、その公共サービスの提供者として最もふさわしいものが役割を担うことが重要になってきます。市民・市民活動団体・企業・市役所など様々な主体の中から、サービスの質、コストの両面において最も優れたものがその公共サービスの担い手となること、すなわち公共サービスの担い手の最適化を進めます。市民・市民活動団体・企業と行政がパートナーとして公共サービスを担い手となることをめざします。

公共サービスの質の維持向上

市民満足度を高めるためには公共サービスの質の維持向上を追求しなければなりません。民間事業者等が有するサービス実施に関するノウハウ、専門的知識・技術及び柔軟な執行体制等の活用により、あるいは職員の改善に向けた取組によって公共サービスの質の維持向上をめざします。

業務プロセスの改善などによる経費の削減

今後とも継続して実施する必要がある事務事業を民間事業者等が担う場合であっても、行政が引き続き担う場合であっても、これまでの業務の進め方に無駄がないか常に点検し、改善を図らなければなりません。提案競争型民間活用は、その実施過程において従来行政が行ってきた業務のコスト、業務プロセスなどの情報を市民と共有する中で、民間事業者等からの提案、或いは、職員自らの発案による業務プロセスの改善を推し進めるものです。このような取組により経費の一層の削減を図ります。

市民参画と市民協働の推進

提案競争型民間活用は、市役所の視点にたった民間活用を推し進めるものではありません。地方自治の主役である市民の市政への参画・協働を推進するための仕組みの一つとして、この取組を進めます。

市民活動団体と行政の協働により、

- ・柔軟性・迅速性といった市民活動団体の特性を活かしたよりきめ細かでより地域ニーズに沿った、迅速な公共サービスの提供
- ・多様な市民の意見を引き出すことのできる地域に密着した市民活動団体との協働による住民主体のまちづくりなど地域力の向上

などを図ります。

職員の意識改革

提案競争型民間活用の導入は、公共サービスの担い手の最適化を図る中で、競争原理を取り入れるものであり、職員には、自分の仕事を多様な主体の中から行政が担う

ことについて説明責任が求められることとなります。そのためには、行政の役割と自らが達成すべきサービスの水準、効率的な業務執行方法について改めて確認し、それを常に意識しながら業務を遂行しなければなりません。このことにより職員の意識改革を図ります。

地域経済の活性化、雇用の創出

公共サービスの実施にかかる従来の官民の役割分担を見直し、民間に実施できることは民間に委ねることにより、地域経済の活性化、雇用の創出につなげます。

3 基本原則

本市における提案競争型民間活用の導入目的は、公共サービスの担い手の最適化を図ることを通じて、公共サービスの質を高め、あわせて経費の削減、市民協働、職員の意識改革を進めることです。その目的を実現するうえで次の4つの原則に留意します。

透明性の確保

官民競争型、民間競争型、いずれの場合にあっても、公正な競争環境を整えるためには、事務事業の現状、事業者の選定方法などについて適正な情報開示が不可欠です。また、契約等で定められたサービス水準が維持されているかを確認、評価するためには実施状況にかかる情報開示も欠かせません。更には、行政が有する事務事業にかかる情報を市民と共有化することにより、市民協働の促進の基盤を作ります。

このように、従前の事務事業の現状、事業者の選定過程、事業者選定後の業務実施状況など、すべてのプロセスにおける透明性の確保を図ります。

行政責任の堅持

提案競争型民間活用は、その実施を民間事業者等に委ねる場合であっても、行政としての責任を全うしなければなりません。そのため、事業者の選定から、指導監督まで全ての過程において、市民・利用者等の安全確保や個人情報の保護、サービス水準の確保等に万全を期し、行政としての責任を果たします。

民間事業者等の意見の反映

提案競争型民間活用は、民間事業者等有するサービス実施に関するノウハウ、専門的知識・技術等の活用により、公共サービスの担い手の最適化を図り、サービスの質の向上と経費の削減をめざすものであるため、民間事業者等からの意見を受け付け、その創意工夫を事務事業に反映させる仕組みが欠かせません。

対象とする事務事業の選定から、情報開示のあり方、業務の実施方法等まで広く民間事業者等から意見を求めるなど、民間事業者等の創意・工夫を最大限活かす取組を進めます。

職員による自律的な改善・改革提案の推進

公共サービスの質の向上と経費の削減等をめざすうえでは、従来からの担い手である職員自らの業務改善・改革提案がもとより不可欠です。

常に良質で効率的なサービスの実施のために、職員による自律的な改善・改革提案を推進しながら、提案競争型民間活用の取組を進めます。

4 対象とすべき事務事業選定の考え方

提案競争型民間活用は、本市事務事業への民間活用を進める手法の一つであり、民間活用にかかる事務事業の分類・整理については、「本市における公共サービスの実施にかかる民間活用の基本的な考え方」(平成20年3月)において、民間活用を検討すべき事務事業、今後とも市が直接実施すべき事務事業にかかる考え方を示しています(参考参照：9ページ)。しかし、その考え方は、策定時点での一定の方向性を示したものであり、市が実施すべきものと分類した事務事業であっても、業務プロセスを分析することにより、部分的な民間活用が可能な場合もあると考えられ、また、今後も適宜見直す必要があります。

従って、後述する民間事業者等からの意見募集に際しては、本市が実施するすべての事務事業を対象とすることを基本とします。そのうえで、実際に提出された意見については、監理委員会の意見を聴取し、本取組の対象とするか否か、個々に判断していきます。

(1) 選定にあたり重視すべき考え方

提案競争型民間活用の取組目的より、選定にあたり重視すべき考え方は次のとおりです。

民間事業者等に委ねることによって、より一層の公共サービスの質の向上等が期待できると考えられるもの

本市においては、提案競争型民間活用の導入により、第一に公共サービスの質の向上をめざしますので、民間事業者等に公共サービスの提供を委ねることにより、より一層の公共サービスの質の向上が期待できるものについて取組を進めます。また、民間事業者等の創意工夫により、経費の削減を進めます。

市民・市民活動団体と協働で実施することによって、より効果的な実施が期待されるもの

本市では、地域住民の組織、ボランティア団体、NPOなど市民活動団体が公共サービスの担い手として、より大きな役割を果たせるよう、市民参画・市民協働を強く推進することとしています。

市民・市民活動団体と市(行政)との協働で実施することにより、より地域に密着したきめ細かな公共サービスを提供できるものなどについて、提案競争型民間活用の仕組みを活用します。

民間事業者等から提案があったもの

「(3) 民間事業者等からの意見募集」により、民間事業者等による実施について具体的な提案が寄せられたものについては、積極的に提案競争型民間活用の取組を進めます。

他の自治体において民間活用の進んでいるもの

提案競争型民間活用の目的である、公共サービスの質の向上、経費の削減等の観点より、他都市で取組が行われているものについては本市においても導入の可能性が
あるものとして積極的に検討していきます。

事務事業の分類・整理（参考）

「大阪市における公共サービスの実施にかかる民間活用の基本的考え方」（平成20年3月）より

民間活用を検討すべき事務事業（既に民間委託化されている業務も含む。）

定型的業務

集計・電算入力業務、データ管理・台帳整備業務、調査・統計・アンケート業務、広く一般市民を対象とした啓発業務、財産管理業務、窓口サービス業務、収納・給付業務（支出手続き事務、資格審査事務等にかかる大量・反復的な点検・確認業務等）など

公共施設等の維持管理に関するもの

庁舎・学校園等維持管理業務、公の施設管理業務、道路・公園・港湾・下水道・河川等公共施設の維持管理業務など

民間の専門的知識や技術を活用できるもの

設計・測量・調査業務、検査・試験・分析・測定業務、情報化関連業務、用地買収関連業務、訓練・相談・技術指導業務、その他専門的業務など

時期的に集中する業務・臨時的な業務

イベント実施業務など

その他民間活用により効果的・効率的な執行が期待できるもの

イベント・研修会・講習会の企画・運営業務、給食調理業務、広報誌・番組の制作業務、職員研修業務、福利厚生業務はじめ内部管理業務など

この他、地域に密着した課題解決に向けた取組など、市民が主体的に取り組むことにより効果的な実施が期待される事務事業については、計画段階から地域住民の組織、NPO、ボランティア団体等の市民活動団体等の意見・提案を聴き、可能なものは実施を委ねるなど、市民参加を図ることが重要である。

今後とも市が直接実施すべき事務事業

以下に述べる事務事業であっても、業務プロセスの中で部分的に民間活用が可能な業務が含まれる場合があるので十分な分析を要する。

法令の規定により行政が直接実施すべき業務

但し、5（2）で述べるとおり、民間参入の可能性を拡大する国の制度改正の動向を注視しなければならない。また、民間活用することにより公共性の確保等に支障をきたすことなく、サービスの質の向上等が見込まれる場合は、国に対する法令改正の要望等の取組も視野にいれる必要がある。

政策・施策の企画立案・意思決定業務

重要な計画・指針等の策定、予算案の編成、条例案・規則等の制定など

許認可・監督処分等公権力の行使

- ・ 市民の権利や自由を制限する内容を含む業務
- ・ 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
- ・ 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力を持って執行する内容を含む業務など

行政が自己の名で直接執行すること自体に意義がある業務

行政指導や表彰など、その性質上、市が自らの名において行うのでなければ成立しないものであって、当該事務事業が単に大阪市の名で行われているというだけでこれに該当するものではない。

危機管理のため行政の責任において直接実施すべき業務

災害時の対応、救急救命活動等、市民の生命・身体・財産への危機等に対する保護活動に直接従事する業務

行政内部の運営管理業務

職員の人事配置に関する業務、契約発注の意思決定など

公正性・公平性確保、個人情報保護のため行政自ら実施すべき業務

機密保持等について、法令に定めがある場合又は契約により確実に措置できる場合はこの限りでない。

市民活動支援業務

個性豊かで活力に満ちた魅力ある地域社会を築くためには、行政だけでなく、市民や市民活動団体等が連携協力して地域社会が抱える様々な課題解決に取り組むことが求められている。

行政は、地域活動プラットフォーム(地域の人々や市民活動団体等が、地域課題を共有し、課題解決に向け議論を重ね、魅力あるまちづくりをめざす場)の形成及び市民主体による継続的・安定的運営を促進する取組を進めるとともに、地域課題解決に向けた主体的な市民活動に対する支援を行う。

その他民間委託等にかかる指導・監督業務ほか

上記以外のものでも、行政として直接実施すべき業務であるか、常に点検しながら業務執行を図らなければならない。

なお、民間により実施された事務事業の結果に対する行政責任を担保するために必要となる、民間委託等に係る指導・監督業務も基本的には市で担うべき業務である。但し、行政が一定の方針を定めて、民間にその方針に従った指導・監督を行わせる場合には、当該指導・監督業務も民間活用の対象となる場合があることに留意を要する。

(2) 対象事業選定にあたっての留意点

対象事業の選定にあたっては、前記のほか次の点にも留意した上で、また、監理委員会の意見を聴取し、取組を進めます。

包括的な事務事業括りについて

対象事業の規模については、受託者となろうとする民間事業者等のインセンティブ、従前の事務事業の括りにとらわれないより効果的・効率的な業務執行の観点から、業務のまとまりや均一性等を勘案しながら、可能な限り包括的に事務事業を括りだすことに留意します。

一方で、市民活動団体との協働等の観点からは、小規模な括りにも留意すべき場合があります。個々の事務事業の特性に応じ、適切な事務事業括りに留意します。

新規事業への積極的取組について

より良い公共サービスの提供、効率的な業務執行の実現という提案競争型民間活用の趣旨を踏まえ、対象事業を既存の事務事業だけに限定するのではなく、新規の事務事業についても、より効果的・効率的な実施方法等について民間事業者等から意見を求め、具体の実施につなげるべきことに留意します。

初期に取り組むべき対象事業について

提案競争型民間活用の継続的な取組を定着させるためには、まず、スピード感をもって、取組を始めることが重要です。また、初期の取組状況を検証することにより、より良い仕組みとなるよう充実を図ります。

そのため、初期に取り組むべき対象事業については、

- ・受託できる多数の民間事業者等の存在が見込める事務事業、
- ・他都市で取組事例のある事務事業、
- ・行政内部で積極的に取り組む意欲のある事務事業

などより選定することにも留意します。

市民・市民活動団体との協働を推進する事務事業について

きめ細かで柔軟に対応する必要がある事務事業、地域の実情を踏まえて実施する必要がある事務事業など、事務事業の性質により、市民・市民活動団体との協働を進めることがふさわしいものがあります。対象事業の選定にあたっては、市民協働を導入することが適切な事務事業であるかについて十分に検討を行い、実施可能なものは積極的な取組を進めます。

(3) 民間事業者等からの意見募集

従来の民間委託では、行政側の意思により民間に委ねる業務を決定し発注してきましたが、公共サービスの担い手の最適化をめざす提案競争型民間活用では、対象事業選定に当たっては、広く民間事業者等からの意見を募り、取組に反映させることが重要です。本市の事務事業に関する情報を広く開示しながら、

- ・民間事業者等の視点からみて、行政よりも高いサービス水準で、または、効率的に事業実施が可能と考える事務事業
- ・競争提案に参画するにあたっての条件
- ・公募したときの参画の可能性
- ・市と協働で実施することで、効率的・効果的に事業実施が可能と考える事務事業などについて、意見を募集します。

意見募集にあたっては、より実効性のある取組を進めるため、意見募集の対象とする事務事業の範囲、開示する情報のあり方などについて、民間事業者等に、よりわかりやすいものとなるよう、様々な工夫を凝らし、意見募集のあり方そのものについても意見を募ります。

また、対象事業の選定にあたって必要がある場合には、透明性の確保に十分留意しながら、意見提出者と事業担当課との意見交換の機会を設けることも検討します。

いただいた意見については、監理委員会の意見を聴取しながら、提案競争型民間活用の対象とするか否かについて、本市として決定します。

また、決定内容はもとより、その理由等についてもわかりやすい形で情報開示します。

(4) 職員からの提案による自律的な改革の推進

公共サービス改革の推進のためには、職員一人ひとりの意識改革が欠かせません。

公共サービスの質の向上、効率的な業務執行等について、職員自らがこれまでの業務のあり方を点検し改善を加えながら、取組を進めなければなりません。民間事業者等からの意見に加え、職員からの積極的な提案も求めながら取り組みます。

5 実施するうえでの基本的事項

(1) 実施要項の策定

実施対象とする事務事業について、詳細な業務内容、達成すべきサービスの質の水準・成果などを明らかにする実施要項を外部の有識者等で構成する選定委員会を設置し、当該委員会の意見を聴取しながら、策定し公表します。また、監理委員会にも報告します。

実施要項に記載すべき主な項目は次のとおりです。

対象事務事業の詳細な実施目的及び業務内容

実施にあたり確保されるべきサービスの質(達成すべき水準・成果)に関する事項

実施期間に関する事項

競争に参加する者に必要な資格に関する事項

募集手続きに関する事項

公共サービス実施者を選定するための評価の基準その他選定に関する事項

官民競争を実施する場合における選定に関する事務を担当する職員と選定に参加する事務を担当する職員との間での選定の公正性を阻害するおそれがある情報の交換を遮断するための措置に関する事項

対象事務事業に関する従来の実施状況についての情報開示に関する事項

従来の実施に要した経費・人員、従来の実施に要した施設及び設備、従来の実施方法・業務プロセス、従来の実施における目的の達成の程度など

公共サービス実施民間事業者を使用させる公有財産に関する事項

実施民間事業者が、本市に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、第三者に損害を加えた場合の損害賠償の責任に関する事項、危険負担に関する事項、その他モニタリングの実施など対象事務事業の適正かつ確実な実施の確保のために講ずべき措置に関する事項 など

従来の実施に要した経費について

従来の実施に要した経費に関しては、官民間の公平な比較が可能となるよう、官民でコストの認識方法が異なることに留意し、現金主義により経費として認識した人件費、物件費、委託費等のみならず、発生主義により経費として認識する退職給付費用、減価償却費、入札の直接対象となる部門を支える間接部門に係る間接部門費についても算出し開示する。

(2) 実施期間について

実施期間については、単年度契約の場合、毎年の競争性が確保される反面、実施者

にイニシャルコスト（注２）が発生する場合のコスト負担、応募事務の負担等が発生します。複数年契約の場合、実施者が負担するイニシャルコストを考慮でき、応募事務の負担等が軽減できる反面、長期であるほど競争性が低下します。

実施にあたっては、競争性を阻害しない範囲で、公共サービスの安定的な提供、専門的な資格を持つ担当者の要否、実施者負担にかかる経済合理性など、当該事務事業に関する種々の事情を考慮し、総合的に判断します。

（注２）イニシャルコスト：初期投資費用

（３）事業者選定について

参加募集について

策定した実施要項に基づき、官民競争型の選定を行おうとする場合は、当該業務の所管部署及び民間事業者等、また、民間競争型の選定を行うとする場合は、民間事業者等の参加を募ります。

募集に際しては、サービスの質の維持向上、経費の削減を実現するため、実施要項等において、確保されるべきサービスの質や、現在行っている業務のコスト等を具体的に公表するものとし、選定は、コストだけでなく、サービスの質もあわせて評価する総合評価一般競争入札、公募型企画競争方式によることを原則とします。

また、募集にあたっては、告示、ホームページ、広報媒体などを活用して、募集の周知に努めるものとし、募集期間は、より多くの民間事業者等が参加できるよう、適切な期間設定に努めるとともに、引継ぎ期間も考慮し、スケジュールを策定します。

応募参加資格については、公共サービスを安定的に提供するために必要な、知識及び能力、経理的基礎、技術的基礎の確保などの視点を入れながら、過度に参加資格を絞りこまないよう配慮することとします。

なお、提出された提案については、公平・公正な競争環境をつくるため、適正な情報管理を徹底します。

選定手順について

選定は、実施要項で明らかにする選定評価の基準に基づき、外部の有識者等で構成する選定委員会で行うものとし、

選定評価の基準については、事業の性質、特殊性、地域特性などを考慮したうえで、点検・評価の際に評価可能な定量的、客観的なものとし、選定委員会の意見を聴取することとします。また、社会的責任や市の施策との整合について着目し、例えば、環境への取組や就職困難者等の雇用への取組などについて、評価に反映させるよう努めます。

選定委員会は、「審議会等の設置及び運営に関する指針(平成 13 年 3 月 14 日市長決裁)」に規定する「審議会等」に含まれるものとし、その設置及び運営に関しては、

同指針に定めるところによるものとします。

なお、市が競争に参加する場合には、選定作業実施部署と競争参加部署の情報を遮断する措置を講じるなど、市が有利になることの無いよう競争条件を均一化し、公平・公正な競争環境をつくることが重要であり、必要に応じて監理委員会の意見を聴取しながら、対応方策を定めることとします。

以上の取組状況について、監理委員会に報告します。

(4) 契約について

民間事業者等が事業者に決定した場合、本市は、実施要項及び申込みの内容に従い、当該決定民間事業者等と委託契約を締結します。

契約においては、業務内容、委託費に関する事項、契約期間について定めることはもとより、必要な公共サービスの水準を質的・量的両面からできるだけ明確にし、また、その点検・評価の方法を示します。

また、行政責任を確保する視点から、市と受託者それぞれの役割・責務、事業報告に関する事項、業務の引継ぎに関する事項、危険負担に関する事項、損害が発生した場合の責任分担、個人情報保護・法令等の遵守に関する事項、契約解除に関する事項などを明らかにします。

(5) 事業実施のモニタリング及び評価について

提案競争型民間活用により、民間事業者等が担い手となる場合でも、本市が継続して実施する場合でも、公共サービスの提供が適正になされているか、要求水準が満たされているかなどについて、事業実施のモニタリング及び評価を行うことが重要です。

特に、民間事業者等が実施する場合は、受託者から提出された事業報告の点検、実施確認等を適宜行うことにより、行政としての責任を果たさなければなりません。

モニタリング及び評価は、基本的には当該事務事業の所管局が行い、また、モニタリングにあたっては市民・利用者の意見を聴く仕組みづくりにも留意するとともに、評価にあたっては、透明性・中立性・公平性を確保するため、監理委員会に報告し意見を聴取するとともに、結果を公表します。

また、それらの状況を次期選定委員会へ報告するなど、取組の改善につなげていきます。

(6) 職員の処遇について

民間活用に際しては、当該事務事業に従事していた職員についてはその時々々の社会経済情勢に鑑みた市民ニーズの高い事務事業へ配置転換するなど、本市の貴重な行政資源として有効活用を図ります。現に多くの職員が従事している事務事業を対象とする場合は、段階的な実施についても検討します。

(7)「協働型」の取組について

市民活動団体との協働にあたっては、経費の削減など行政側の論理だけで進めるのではなく、団体の自主性・自立性を尊重しつつ、利用者本位の公共サービスの提供や自立型社会の構築等の協働の意義、「目的・目標の共有」「相互理解」「対等の関係」「透明性の確保」等の協働の原則を十分に認識したうえで、取組を進める必要があります。

なお、「協働型」を推進するうえで特に留意すべき事項については、市民活動団体などのご意見を頂きながら、順次、本基本方針の記載内容を充実していきます。

6 第三者機関について ~大阪市提案競争型民間活用監理委員会~

本市では、学識経験者、各分野の専門家から市役所外部の視点で意見をいただき、透明性・中立性及び公正性を確保した取組を進めるための第三者機関である「大阪市提案競争型民間活用監理委員会」を設置しています(平成 20 年 8 月設置)。

委員会の所掌事務は、同委員会設置要綱(平成 20 年 8 月施行)において、それぞれの専門的立場より本市における提案競争型民間活用の実施にかかる次の事項について、意見を聴取することとしています。

基本方針の策定に関すること

対象事業の選定に関すること

事業者の選定方法に関すること

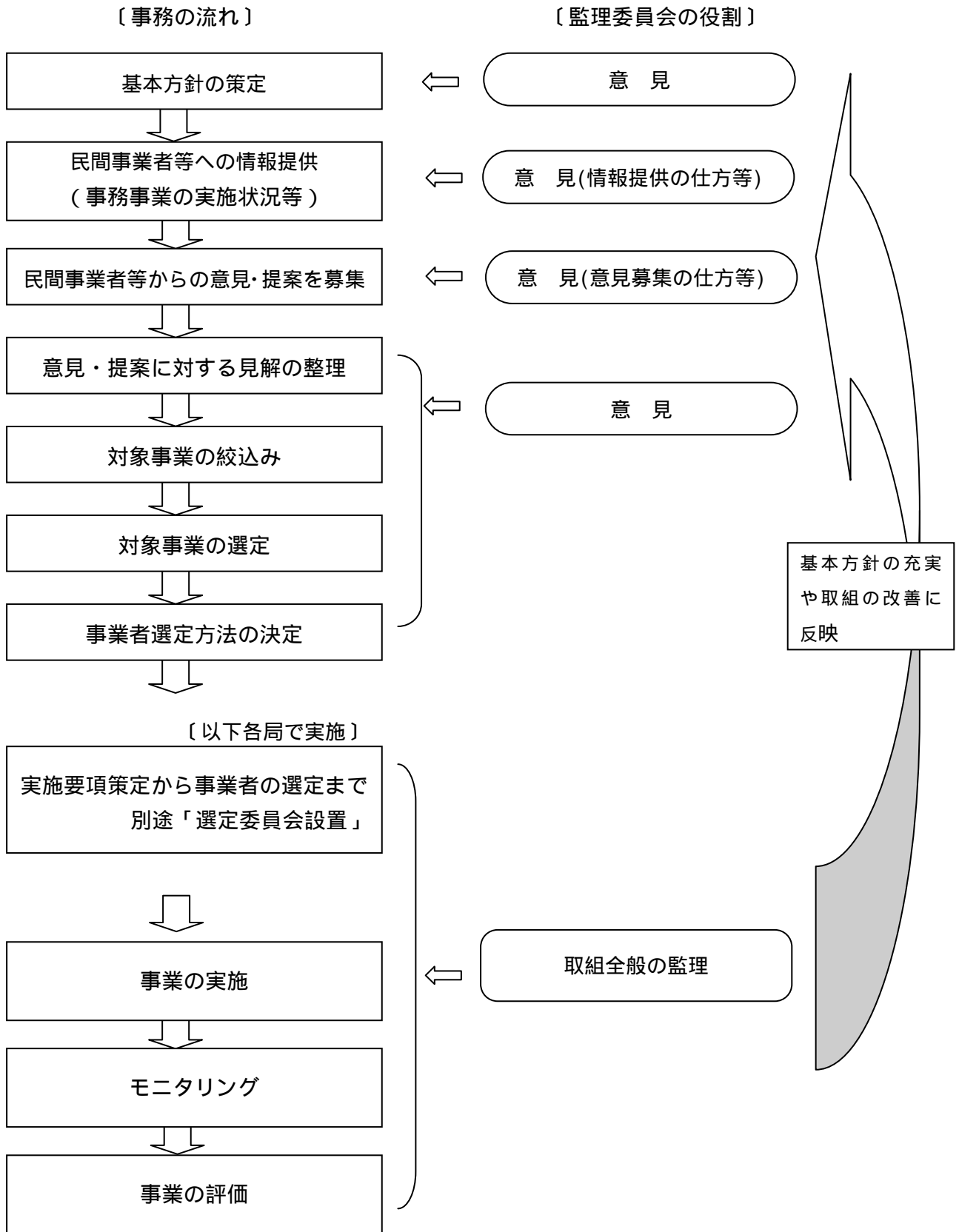
事業実施にかかるモニタリング、事業実施後の評価に関すること

その他、事業の実施状況に対する意見など、提案競争型民間活用の推進に関して、市長が意見を求める必要があると認めた事項

競争に付す個々の事務事業の事業者選定等にかかる外部委員会は、当該事務事業内容に即して別途、設置するものとします。この監理委員会は、本市提案競争型民間活用に関する全体的なマネジメントを所管し、提案競争型民間活用の効果的な推進のため、これらの事項に関連するその他の事項についても幅広く意見をお聴きします。いただいた意見をふまえ、意思決定は本市の責任において行います。

具体的な事務の流れに沿って、監理委員会の役割を整理すると次のとおりです。

【提案競争型民間活用の事務の流れと監理委員会の役割】



7 計画的な実施に向けて

平成 20 年度に市民、民間事業者等の意見を聴取しながら、この基本方針を策定するとともに第 1 次対象事業の選定作業を進め、平成 21 年度には第 1 次対象事業の選定及び実施要項の作成、公募、入札等を実施し、平成 22 年度には事業実施に着手します。

以降、取組の評価・検証しながら、順次取組を拡大し定着を図りますが、経費削減の観点から、退職予定者数の動向等を勘案し計画的な取組を進めます。

また、取組の評価・検証を進める中で、より良い仕組みとするため、例えば、選定評価の基準に盛り込むべき項目・考え方、民間事業者等の意見・提案に係るインセンティブ(動機付け)の付与方策及び民間事業者等からの意見募集における情報開示のあり方など適宜この基本方針の充実を行います。

とくに、〔協働型〕の取組については、今後、幅広く意見を聴取しながら、市民協働を進めるための適切な仕組みづくりを進めていきます。

【当面のスケジュール】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
基本方針	→ 策定	↓ 下記の進捗状況を見ながら適宜充実		
第 1 次事業	→ 絞込み	→ 実施要項～入札等	→ 事業実施	→
第 2 次事業		→ 絞込み	→ 実施要項～入札等	→ 事業実施
第 3 次事業 以降			→	→ 順次拡大